

第五十号

徳島県屋外広告物条例の一部改正について

徳島県屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県屋外広告物条例の一部を改正する条例

徳島県屋外広告物条例（平成四年徳島県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第一項第四号中「住所」の下に「（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）」を加える。

第二十七条の四第一項第五号中「能力」を「行為能力」に改め、「前各号」の下に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

提案理由

民法の一部が改正され、未成年後見人に法人を選任することができるようになったこと等に伴い、未成年者に係る屋外広告業の登録の拒否の要件等について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。